

石岡市議会基本条例の検証結果について

石岡市議会基本条例は、地方自治の根幹としての議会改革を推し進め、市民の負託に応えるための決意を示した、石岡市議会の最高規範となります。

今回、議会基本条例第23条に基づき、条例の目的が達成されているか、条例の見直しが必要であるかを議会運営委員会で検証いたしました。

議会基本条例に定められた内容に関するこれまでの主な取組としては、「情報共有と市民意見の把握」として、全員協議会・議会広報委員会を新たに協議の場と位置付け、公開をするようにしたほか、平成28年より議会報告会及び意見交換会を開催し、市民との情報の共有を図ってまいりました。次に「質問及び反問権」として、充実した論戦ができるよう、これまでの一括方式に加えて新たに一問一答方式を導入したほか、令和3年第1回定例会から新たに会派代表質問を導入いたしました。次に「議長及び副議長志願者の所信表明」として、正副議長志願者の所信表明を実施するとともに、所信表明の様子の議会中継も行ってまいりました。次に「会派」として、政務活動費の透明性確保のため運用基準を定め、適宜見直しを図りつつ、収支報告書・領収書の公開をホームページで行ってまいりました。次に「議員研修の充実強化」として、当市議会主催の議員全員参加による研修会を行ってまいりました。次に「広報活動の充実」として、議会広報紙をよりわかりやすく、市民に興味関心を持っていただけるよう、大幅な刷新を図りました。また、これまでのホームページでの情報発信に加え、インターネット生中継・録画中継も新たに導入いたしました。

これらの取組も踏まえ、議会運営委員会において検証を行った結果、概ね条例の執行に努力しており、現時点での議会基本条例の見直しの必要性は無いものと決定いたしました。

令和4年3月 石岡市議会